



子育て

子育て世帯臨時特例給付金の申請

市内在住の公務員の方で6月分の児童手当を受給している方は、勤務先から受給証明を受けた後、申請書や口座確認などの必要書類を同封のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)に申請してください(郵送可)。

□申請期限 10月30日(金)(消印有効)

◆子育て支援課 田無 (☎042-460-9840)

福祉

介護保険料納入通知書を送付

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成27年度介護保険料納入通知書を7月15日(水)に発送します。この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管しておいてください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になった時に安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。

◆年金から納付している方へ

介護保険料納入通知書を明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。

◆納付書が届いた方へ

納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびペイジーによる納付が可能です。また、口座振替依頼書を同封してい

ますので、ご希望の方は必要事項を明記し、届け出印を押印のうえ、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。なお、郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みの際は、預金通帳が必要となります。詳細は、納付書に同封のご案内をご確認ください。

※10月以降、年金から介護保険料を納付していただく方へは、口座振替依頼書を同封していません。

◆高齢者支援課 田無 (☎042-438-4031)

介護保険負担限度額認定証の更新

平成26年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(金)です。

8月以降も引き続き認定継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。平成26年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を明記し、8月28日(金)までに手続きしてください。

※介護保険の制度改正により、認定要件・必要書類が大幅に変更されていますのでご注意ください。

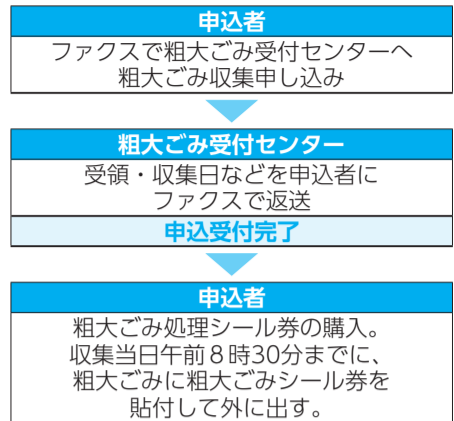
◆高齢者支援課 田無 (☎042-438-4030)

くらし

粗大ごみのファクス申し込みを開始

7月1日(水)から粗大ごみの申し込みがファクスで行えます。

◆ファクス申し込みから収集までの流れ



委託収集業者 収集

申込用紙は、各公共施設で配布しており、市HPからもダウンロードできます。申込用紙が入手できない場合は、A4用紙に申込年月日・住所(集合住宅の場合は必ずアパート・マンション名を記入)・氏名(ふりがな)・電話番号・ファクス番号・粗大ごみの詳細(品目・個数・サイズ・高さ・横幅・奥行き・材質:自転車の場合はインチ)を明記し、ファクスで田無粗大ごみ受付センター(☎042-421-5411・FAX042-421-5415)へ申し込みください。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。

時・場 7月11日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階
※1人40分程度

- 対 ①市内にある地上2階建て以下の木造戸建て住宅で、自ら所有し居住している住宅
- ②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
- 定 8人(申込順)
- 申 3日前までに電話で下記へ
- 相談員 住みよい町をつくる会に所属する相談員
- ◆都市計画課 田無 (☎042-438-4051)

募集

生活福祉課嘱託員(8月採用)

- 職種・人数 被保護高齢者支援員・1人
- 試験日・選考方法 7月11日(土)・面接
- 募集案内 7月7日(火)まで、生活福祉課(両庁舎1階)で配布
- ※市HPからもダウンロード可
- 申込期限 7月7日(火)午後5時
- ※受験資格・仕事内容など詳細は、募集案内をご覧ください。
- ◆生活福祉課 田無 (☎042-438-4025)

市民スポーツまつり実行委員

10月12日(祝)に開催する市民スポーツまつりに向けて、実行委員会を立ち上げます。運営にご協力いただける方は、会議にご参加ください。

- 第1回会議
- 時 7月10日(金)午後6時30分
- 場 田無庁舎5階
- 対 市内在住・在勤・在学の高校生以上
- 問 NPO法人西東京市体育協会(☎042-425-7055)
- ◆スポーツ振興課 田無 (☎042-438-4081)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当する方で、まだ申請していない方は、子育て支援課で申請手続きをしてください。

◆児童扶養手当

対 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(公的年金の受給額により受給可能な場合あり)

- ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡または生死不明の児童 ③父または母に重度の障害がある児童 ④婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)など

※詳細は、お問い合わせください。
※平成15年4月1日現在、支給要件に該当してから5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません(父子家庭を除く)。

□支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

- ①児童が父または母の死亡による遺族年金などの受給額が手当額を上回る
- ②児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所している
- ③児童が請求者以外の父または母と生計を同じくしている
- ④児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者(※)を含む)と生計を同じくしている
- ⑤請求者または児童が日本に住所を有しない

※事実上の配偶者とは、異性の住民票が同居所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

□支給金額(月額)

全部支給…4万2,000円

一部支給…4万1,990円～9,910円(所得に応じて10円刻み)

第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算

◆特別児童扶養手当

対 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害、精神障害、発達障害)のある児童を養育している父または母

※手帳をお持ちでなくても、指定の診断書により申請することができます。
※児童が施設入所している場合や、児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。

□支給金額(月額)

1級…5万1,100円、2級…3万4,030円

◆各手当共通

□手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給を開始し、年3回(4・8・12月)4カ月分ごとの支払いとなります。受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(別表参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給していると資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくこととなります。また、受給資格がないにもかかわらず、偽りや不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがあります。

◆子育て支援課 田無 (☎042-460-9840)

別表1 平成27年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額(平成26年中の所得・平成27年8月～翌年7月分手当に適用)

所得から控除できる額は「別表2」をご覧ください。 単位:円

扶養親族の数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	※本人		孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
全部支給	一部支給				
0人	19万	192万	236万	459万6,000	628万7,000
1人	57万	230万	274万	497万6,000	653万6,000
2人	95万	268万	312万	535万6,000	674万9,000
3人	133万	306万	350万	573万6,000	696万2,000
4人以上	1人増すごとに加算38万			1人増すごとに加算21万3,000	
1人につき加算	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族15万		老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)	特定扶養または19歳未満の控除対象扶養親族25万	老人扶養6万(老人扶養のみは2人目から)
	老人扶養10万			老人扶養10万	

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

別表2

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通)
	受給者(父または母)	受給者(養育者・孤児などの養育者)・配偶者・扶養義務者	
社会保険料相当額	8万	8万	8万
障害・勤労学生控除	27万	27万	27万
特別障害者控除	40万	40万	40万
寡婦(夫)控除	0	27万	※27万
寡婦特別加算控除	0	8万	8万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

※配偶者は寡婦(夫)控除なし